	⑻　配電盤、制御盤、操作盤及びターミナルボックス	①　覆い、とびら等を開き、内部における油、ごみ等の異物の混入及び外力変形の有無を調べる。	①　異物の混入及び外力変形がないこと。
		②　端子の異常の有無を調べる。	②　緩み、著しい焼損及び破損がないこと。
		③　絶縁覆いから露出している充電部分の有無を調べる。	③　絶縁覆いから露出している充電部分がないこと。
	⑼　各部品の取付け部分	①　ねじ回し等により、小ねじの脱落、緩み等の有無を調べる。	①　脱落、緩み等がないこと。
		②　防振装置の異常の有無を調べる。	②　ばね、ゴム等の防振材の緩み、変形、劣化等がないこと。
	⑽　その他電気部品	①　ヒューズ、サーマルリレー、ブレーカー等の定格を調べる。	①　ヒューズ、サーマルリレー、ブレーカー等の定格が当該機械の構造及び性能に照らし、適正であること。
		②　摩耗、損傷、汚れその他の外見上の異常の有無を調べる。	②　摩耗、損傷、汚れその他の外見上の異常がないこと。
6　ダイクッション及びその付属機器	⑴　ボルト及びナット	スパナ等により、各部のボルト及びナットの緩みを調べる。	適正に締め付けられていること。
	⑵　ダイクッション並びにその付属機器及び配管	機能及び作動状態を調べる。	機能及び作動状態が適正であること。

別表第３　安全プレス

検査対象の構造及び装置		検　査　方　法	判　定　基　準
1　危険防止機構の共通事項	⑴　切替えスイッチ	スイッチを各切替え位置にセットし、作動状態を数回調べる。	スイッチの切替えにより各位置において安全上必要な機能が確実に作動すること。
	⑵　危険防止機能	危険防止機能の構造を調べる。	改造等により、容易に変更ができないようになっていること。
2　インターロックガード式の危険防止機構	インターロックガード及びその駆動部	①　損傷及び変形の有無並びに取付け状態を調べる。	①　損傷及び変形がなく、かつ両側面の囲いの取付けが確実であること。
		②　しゅう動部分及び回転部分の損傷及び摩耗の有無を調べる。	②　損傷及び摩耗がないこと。
		③　機械を運転して、ガードの開閉を行い、異常の有無を調べる（スライドが寸動の場合を除く。）。	③　ガードを閉じなければスライドが作動せず、かつ、スライドの作動中はガードを開くことができないこと、又はガードを開けてから、身体の一部が危険限界に達するまでの間に、スライドが停止すること。
3　両手操作式の危険防止機構	⑴　スライドを作動させる操作部	①　摩耗及び損傷の有無を調べる。	①　摩耗及び損傷がないこと。
		②　操作部の作動状態を調べる。	②　円滑に作動すること。
		③　操作部の破損の有無及び飛来物等による操作部の誤作動防止機能を調べる。	③　破損がなく、かつ、適正に機能すること。
		④　押しボタン等を取り外し、接点等の焼損その他の異常の有無を調べる。	④　接点等に著しい焼損がなく、かつ、油及び異物が入っていないこと。
		⑤　操作部の間隔を調べる。	⑤　両手によらない操作を防止する措置が講じられていること。
		⑥　スケールにより、操作部と危険限界との距離を調べる。	⑥　操作部と危険限界との距離が当該機械の構造及び性能に照らし、適正であること。
	⑵　操作装置	①　主電動機を起動し、操作部をそれぞれ片手で操作し、作動の適否を調べる。	①　スライドが作動しないこと。
		②　スライドの作動中に操作部からそれぞれ片手を離し、作動の適否を数回調べる。	②　確実に急停止すること。
		③　操作部を両手で操作し続け、作動の適否を数回調べる。	③　一行程ごとに、確実にスライドが停止すること。
		④　③の検査に続いて、操作部からそれぞれ片手を離し、再び操作して、作動の適否を数回調べる。	④　スライドの作動が適正であること。